

令和 2 年度滋賀県総合防災訓練における主要な訓練

- ◇ 数字は、資料 2 令和 2 年度滋賀県総合防災訓練 訓練計画一覧の訓練番号に対応
- ◇ ※は特徴的な訓練

1 災害応急対策活動に関する訓練

- ※① 避難所開設・運営、避難所環境改善訓練（各会場）
新型コロナウイルス感染症の状況下、避難所の開設・運営等を適切に行うため、発災初動時の開設から長期化を見据えた運営要領、生活環境の改善等の訓練を行う。
近江八幡市：1、日野町：2、竜王町：3、東近江市：14、15、20
- ② 輸送調整所設置・運営訓練（県危機管理センター、主会場）
避難所へ迅速・的確に物資を輸送するため、市の救援物資の要請を受け災害時応援協定締結企業等から物資を調達等するまでの図上訓練を実施するとともに、県の輸送調整所を設置して、避難所に具備蓄物資を輸送するなどの実動訓練を行う。
県健康福祉政策課：18
- ③ 要配慮者（高齢者）の広域的避難の伝達訓練（県危機管理センター）
東日本大震災において、被災市の区域外に避難所が設置された状況を踏まえ、県と市が連携して、要配慮者（高齢者）の市外への避難を想定した情報伝達・移送訓練を行う。
県医療福祉推進課：12

2 防災関係機関による連携訓練

- ① 滋賀県災害ボランティアセンター非常体制移行・機動運営訓練（県危機管理センター）
発災後、県災害ボランティアセンターを非常事態体制に移行し、県災害ボランティア運営協議会等の協力団体、市町社会福祉協議会と連携して、被災地に設置する現地災害ボランティアセンターの運営を支援するための訓練を行う。
県健康福祉政策課・県社会福祉協議会：11

3 医療関係者による連携訓練

- ※① 避難所における新型コロナウイルス感染症発生等対応訓練（主会場）
避難所において発熱者等が発生した場合に関係者等が適切に対応するため、県災害医療本部・地方本部、現地におけるDMA T（災害派遣医療チーム）調整所を設置し、避難所等と各種調整を行う等、医療救護活動の訓練を行う。
県防災危機管理局：21
- ② こころのケアチーム派遣訓練（危機管理センター、災害時支援中心病院）
D P A T（災害派遣精神医療チーム）事務統括者と地方本部のD P A T統括者間の先発隊編成・出動指示、被害状況の把握等、D P A Tの派遣・設置を想定した訓練を行う。
県障害福祉課：10

4 東近江地域の特性を踏まえた訓練

① 緊急用物資搬送訓練（主会場）

多数の避難所が孤立し各種物資が不足しているとの想定の下、空路により優先度の高い物資を緊急輸送する訓練を行う。

県防災危機管理局：19

② 孤立住民の輸送訓練（主会場）

道路の寸断により孤立した集落から高性能救助車（ユニモグ）により住民を救出したとの想定の下、同救助車、大型輸送車による輸送訓練を行う。

県警察：17

5 災害対策本部の運営に関する訓練

① 滋賀県災害対策本部運営訓練（危機管理センター、東近江合同庁舎等）

地震発生とともに、県は、県庁に災害対策本部および各合同庁舎に災害対策地方本部を設置するとともに、東近江合同庁舎に現地災害対策本部を設置し、各機関との連携のもとテレビ会議を活用しつつ、情報収集・伝達、災害対処方針を決定する訓練を行う。

県防災危機管理局：4、5

② 情報連絡員派遣訓練（東近江合同庁舎、東近江市役所）

地震発生に伴い、災害対策東近江地方本部を設置し、東近江市の情報連絡員派遣要請に応じて情報連絡員を派遣し、東近江市の災害情報を防災情報システムにより的確に伝達する訓練を行う。

東近江土木事務所：8

③ 近江八幡市・日野町・東近江市災害対策本部訓練（各会場）

多数の傷病者や孤立地区の発生等を想定し、本部員の参集、災害対策本部の設置、被害状況の把握等の初動対応訓練を行う。

近江八幡市：1、日野町：2、竜王町3、東近江市：13